

みんなの森 りふメディアコスモス電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 りふメディアコスモスで使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市司町 40 番地 5
- (3) 供給建物 りふメディアコスモス
- (4) 業種及び用途 図書館等複合施設

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6, 600 V
 - ウ 標準周波数 60 Hz
 - エ 非常用自家発電設備 500 k V A 系統連系なし
 - オ 太陽光発電設備 6, 600 V 系統連系あり
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 400kw
 - イ 予定使用電力量等 別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和 8 年 2 月の検針日から令和 9 年 2 月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日 毎月 1 日の午前 0 : 00
- (5) 需給地点及び責任分界点
みんなの森 りふメディアコスモスの構内引込第 1 柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185％－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額については、1 円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（１）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面若しくはWEBにより請求することとし、書面の場合はぎふメディアコスモス事業課へ送付すること。なお、WEBでの請求を行う場合は、あらかじめ発注者へ連絡を行うこと。

ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

中部電力ミライズ株式会社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

【担当】

ぎふ魅力づくり推進部

ぎふメディアコスモス事業課 中村

(058) 265 - 4101

予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)	
		その他季	夏季
令和 8 年	2 月	93,000	
令和 8 年	3 月	86,000	
令和 8 年	4 月	69,000	
令和 8 年	5 月	86,000	
令和 8 年	6 月	105,000	
令和 8 年	7 月		128,000
令和 8 年	8 月		130,000
令和 8 年	9 月		124,000
令和 8 年	10 月	103,000	
令和 8 年	11 月	81,000	
令和 8 年	12 月	103,000	
令和 9 年	1 月	99,000	
合計		1,207,000	

※ 予定契約電力は、400kW とする。（実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。